

## 重度障がい者医療支給制度 所得制限限度額(令和7年8月現在)

3歳～中学3年生の受給者の場合 高校生以上の受給者の場合 (単位:万円)

扶養親族等の数	扶養義務者	扶養親族等の数	障がい者本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額		所得額	所得額
0人	622.0	0人	366.1	628.7
1人	660.0	1人	404.1	653.6
2人	698.0	2人	442.1	674.9
3人	736.0	3人	480.1	696.2
4人	774.0	4人	518.1	717.5
5人	812.0	5人	556.1	738.8
以降1人につき	38.0加算	以降1人につき	38.0加算	21.3加算

### ◎本人の場合

特定扶養親族・70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族の数に対する加算額  
(単位:万円)

		70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
特定扶養親族	0人	0	10	20	30	40	50
	1人	25	35	45	55	65	
	2人	50	60	70	80		
	3人	75	85	95			

(例) 高校生以上の受給者の場合

- ①扶養親族2人のうち特定扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:  $436.4 + 25 = 461.4$ 万円
- ②扶養親族2人のうち老人扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:  $436.4 + 10 = 446.4$ 万円
- ③扶養親族2人のうち特定扶養親族が1人、老人扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:  $436.4 + 35 = 471.4$ 万円

### ◎配偶者及び扶養義務者の場合

老人扶養親族の数に対する加算額 (単位:万円)

		老人扶養親族			
		0人	1人	2人	3人
扶養親族等	0人	0			
	1人	0	0		
	2人	0	6	6	
	3人	0	6	12	12

(例) 高校生以上の受給者の場合

扶養親族2人のうち老人扶養親族が1人の場合の所得制限限度額:  $674.9 + 6 = 680.9$ 万円